

第37回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年7月21日(木)午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

- (1) 報告第22号 - 2 霧島市市章検討小委員会の協議の経過及び結果について
- (2) 報告第30号 - 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21)
- (3) 報告第31号 - 保健衛生事業の取扱いについて(協定項目25 - 9)
- (4) 報告第32号 - 障害者福祉事業の取扱いについて(協定項目25 - 11)
- (5) 報告第33号 - 高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25 - 12)
- (6) 報告第34号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて(協定項目25 - 13 -)
- (7) 報告第35号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25 - 13 -)
- (8) 報告第36号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 24)
- (9) 報告第37号 - その他事業【選挙管理委員会関係事務(開票区)】の取扱いについて
(協定項目25 - 27 -)

5 その他

- (1) 霧島市消防局組織図(案)について
- (2) 新市(霧島市)職員採用試験案内について
- (3) 次回の会議日程等について

6 閉 会

会 議 出 席 者

有村久行委員	湯前則子委員
福島英行委員	大庭 勝委員
前田終止委員	山口茂樹委員
吉村久則委員	脇元 敬委員
津田和 操委員	榎木ヒサ工委員
小原健彦委員	宮田揮彦委員
西村新一郎委員	石田與一委員
山下勝義委員	徳永麗子委員
福丸 一委員	永田龍二委員
榎並 勉委員	松山典男委員
深町四雄委員	岩崎薩男委員
徳田和昭委員	狩集玲子委員
樋渡 明委員	砂田光則委員
常盤信一委員	松永 讓委員
今村日出子委員	児玉實光委員
黒木更生委員	原田統之介委員
桑原映人委員	八木幸夫委員
稲垣克己委員	林 麗子委員
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
西 勇一委員	
松枝洋一郎委員	
秋峯イクヨ委員	
今島 光委員	
延時力蔵委員	
道祖瀬戸謙二委員	
東鶴芳一委員	
森山博文委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

尾崎東記代委員

川畑征治委員

今吉耕夫委員

新村 俊委員

上村哲也委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

ただいまから第37回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日始良中央地区合併協議会規約に定めます委員さん方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますことをここに報告させていただきます。なお、ご都合によりまして尾崎委員、川畑委員、今吉委員、新村委員、上村委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。梅雨も明けまして毎日大変暑い日が続いております。本日は第37回目の始良中央地区合併協議会の開会になりますけれども、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。いよいよ合併まで残すところ3か月余りということになりました。今それぞれの市町の役場等におきまして合併の気運を盛り上げるということでカウントダウンボードを設置しておりますが、11月7日の合併まで残すところ109日となっております。いよいよ合併の日が近づいてきたことを改めて認識いたしているところでございます。さて、5月1日から6月20日にかけて新市の霧島市のシンボルマークとなる市章を募集いたしておりましたが、全国から実に2,923点もの応募がございました。幅広い年齢層からたくさんの応募をいただきましたことに対しまして衷心より皆様方等に厚く御礼を申し上げたいと思います。本日はこの市章の選定に関しましてご検討いただいております市章検討小委員会の方からこれまでの協議経過及び結果につきましてもご報告をいただくことにいたしておりますので、よろしく願いを申し上げます。また、本日は合併までに調整するとした項目につきまして、専門部会、幹事会で協議、決定された項目について報告を申し上げ、意見をいただきたいと考えております。どうか最後までよろしく願いを申し上げましてごあいさつに代えさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしく願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、しばらくの間会議の議長を務めさせていただきます。どうか皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第の次のページになります2ページになりますけれども、2ページから以降に諸般の報告として協議会の会議等について整理をしてございますので、主なものについてご報告を申し上げます。2ページの方には6月16日に第36回の協議会が開催された以降のそれぞれの会議等について整理をしてございます。6月の22日、下から2番目になりますが、中ほ

どにコミュニティ検討委員会が開催されております。コミュニティ検討委員会につきましては、新市の住民の自治活動の基本理念、それから住民自治を推進する諸施策の方向性などについて検討をいただいているところでございますが、この日は、前回第2回で各市町のコミュニティの現状と課題の検討をしていただきまして、その後この日には課題解決に向けて取り組むべきこと等について意見交換、整理をいたしましたところでございます。それから、3ページの方をご覧いただきたいと思っております。3ページには6月の23日に第41回の幹事会を開催いたしております。この幹事会につきましては、事務事業の一元化調整に係る予算編成作業、これを事務事業の調整と併せまして作業を進めておりますが、これらの編成の作業の具体的な進め方等について幹事会の方で協議を行っております。それから、そのほか幹事会決定のBランクの項目等についても協議を行いました。以上が第41回の幹事会の内容でございます。3ページにつきましては、以降それぞれ分科会が開催されておりますので、お目通しを願いたいと思っております。それから、4ページになりますけれども、7月の6日にシルバー人材センターの幹事会が開催されておりました、協議会の方の事務局からも同席をいたしております。シルバー人材センターにつきましてはそれぞれの市町にシルバー人材センターが置かれておりますが、こちらの方でも同じように合併協議会を設置をさせていただいておりましたその協議を進めていただいているところでございますが、私ども新市の行政の方と関連をする部分がございますので、この幹事会、いわゆるシルバー人材センターの局長さん方でございますけれども、これらの会議の方に出席をいたしまして行政と関係する分についての協議を行っております。それから、7月の8日でございますけれども、第2回の市章検討小委員会が開催されました。ただいまあいさつにありましたとおり、また、本日の協議の中に組み込まれておりますので、後ほど内容については小委員長の報告をいただくことになっておりますので、割愛をさせていただきます。それから、コミュニティの検討委員会、これは第4回になりますけれども、同じ日に開かれております。これにつきましては、先ほど第3回の検討委員会を開催いたしました、引き続きまして1市6町におけるコミュニティの現況と課題について整理をしていただきます。また、新市のコミュニティの指針を策定するというを予定をいたしておりますので、これらにつきまして案を一応お示しをしまして、これらの案に対するご意見等を伺うということにしておりまして、この日はその二つの内容について検討委員会が行われたところでございます。それから、4ページの方で7月の14日になりますが、下から2番目になりますけれども、合併準備会、それから第42回の幹事会が開催されております。第42回の幹事会につきましては本日報告いたします案件等について協議を行いました。後ほどまたその結果についてご報告をするということになります。それから、5ページでございますけれども、7月の20日にコミュニティ検討委員会、これは第5回になります。これにつきましても前回は引き続きましてコミュニティ指針についていろいろとご協議を願いました。それから、本日7月21日が第37回の協議会ということになっております。それから、今後の予定につきましては下の方に整理をしてございます。7月の26日には第3回の市章の検討小委員会を開催していただくという予定になっております。以上、簡単でございますけれども、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局長から説明がありましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等がないようですので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。報告事項の(1)、報告第22号-2、霧島市市章検討小委員会の協議経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては霧島市市章検討小委員会設置規程に基づき林委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○霧島市市章検討小委員会委員長(林 麗子)

ただいまご指名を賜りました霧島市市章検討小委員会の林でございます。去る7月8日第2回霧島市市章検討小委員会を開催いたしましたので、その結果報告をただいまからさせていただきたいと存じます。資料の2ページをお開きくださいませ。ここに記載してございますとおり、開催期日、場所、出席委員等につきましては記載どおりでございますので、どうぞお目通しをお願いしたいと存じます。なお、当日でございますが、ご出席の委員の中で選考のアドバイザーでいらっしゃいます入来教授、第一工業大学の入来先生のご参加をいただきましていろいろとその選定の49点に絞られた経過並びにいろいろなお指導をいただきながら会をさせていただきました。その結果でございますけれども、会議の内容につきましてご報告を申し上げたいと存じます。市章の募集につきましては去る、せんだっての協議会の中でご決定いただきましたように、5月1日から6月の20日までの51日間にわたる募集期間におきまして応募された作品が、先ほど鶴丸協議会会長がおっしゃいましたとおり、実に2,923点のたくさんの応募をいただきましたことは誠にうれしい限りでございました。なお、ここに記載してございますように、2,923点の中で850点の作品が無効となりました。では、どうしてそのようなたくさんの850点という物が無効になったか申し上げますと、結局その対象とさせていただきますのが2,073点でございました。その中でまずその無効となった原因といたしましては、募集要項に則りまして、まず、その地色の結局4色以内というのが5色になっていた点、そして、さらに、住所、氏名が記載されていないということ。そしてそのようなことがございましたので、2,073点とさせていただきます。そして最もその中で大事なことは、規定どおり15cmの枠内に収めるという条件がございましたが、それからはみ出した物を含めまして850点という無効作品が出たことはとても残念でございましたが、結果的には2,073点でもってまずアドバイザー、工業技術センター付きの恵原先生、そして、さらに、隼人工業高校の滝下先生、そして第一工業大学の入来先生とその3名の方によりまして選考をしていただきました。では、その件につきまして申し上げますけれども、その中で応募作品の件数を申し上げますが、2ページの右側の所に書いてございますが、始良中央地区の応募は1,824点でございました。そして始良中央地区を除く鹿児島県からは403点、そして、さらに、他都道府県から実に696点の参加をいただきました。特にここで記載してございますように、やはり鹿児島県に関連がございます関東ブロック、近畿ブロックの応募が多かったことは、何かふるさと感じるようなそういう意識といえますか、そういう思いをひたひたと感じた次第でございます。そして年齢別応募状況は、4歳から実に90歳までの多岐にわたる応募がございまして、19歳以下が実に1,197点ございました。とても今の子供たち、若い人たち、大変

関心を持っていただいたことに大きな尊敬を捧げた次第でございます。では、3ページをお開きくださいませ。先ほど申し上げましたが、アドバイザーの先生方によりまして第一次選考を6月の28日にさせていただいた次第でございます。アドバイザーによる応募作品の一次選考の結果は、ここに49点が受付番号で記載してございますが、その49点をその3人のアドバイザーの方々によりまして作業を、膨大な作業をしていただいた結果で49点という作品を選んでいただきました。それで以上の第一次選考によりまして49点を土壌といたしまして、私どもの第2回小委員会におきましてそれを20点内に絞るという作業が7月の8日で行われました。その件につきましていろいろ委員皆様方のご意見をいただき、合議の結果、その作品に委員一人10点ほどを選考いたしまして、そしてそれを選考用紙に記載し、そしてそれを全部集計いたしまして投票方式による20点内の絞り込み作業というのを合議でさせていただいた次第でございます。では、4ページをお開きくださいませ。その審査につきましては、先ほど申し上げましたように、第一工大の incoming 先生はその10点を選ぶ時にはご退席なさいました。その前にいろいろと49点に絞った経過を教えていただいた次第でございます。それも参考となったことをご報告申し上げます。それでまず上位から20点を絞るという作業で、その中ではみんな真剣に、49点がお部屋いっぱいその作品が並べられて、ああでもない、こうでもないといういろいろな皆様方のお知恵をいただきまして、その10点を選びましたその集計を事務局でいただいた次第でございます。そして最終的には上位から数えまして結果的に第二次選考の採用作品は全会一致をもって上位の作品16点に絞ることができました。この結果につきましては4ページに第2回委員会協議による応募作品の二次選考の結果、候補作品16点、受付番号順という括弧内の印がございますが、皆様方の資料の中でこのような物が皆様方のお手元にあるのではないかと考えております。いわゆる霧島市としてのシンボルマークとしてふさわしい。結果的に2,073点の中からとうとう16点に絞った次第でございますが、それがこのように皆様方の元にせんだってお届けさせていただいたものでございます。この中を今日はよく、皆様方も既に、ああ、これがいい、あれがいいという物があると思いますが、このような結果で16点に絞らせていただきましたことをご報告を申し上げたいと思います。その結果を3ページで書いてございますが、そのように私どもは上位16点を今日提出するというのが今日の協議会への報告でございます。では、次の工程でございますが、私ども小委員会の責務としては最終的に皆様方協議会に5点をそのご報告申し上げるといふ責務が課せられておりますので、来る7月の26日第3回小委員会を開催いたしまして5点以内に絞り込み、来る8月4日開催の第38回協議会においてその5点を皆様方に提出して私どもの責務は終わるといふことに相なっている次第でございます。以上をもちまして第2回霧島市市章検討小委員会のご報告をさせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま林委員長さんの方から詳しく説明をいただいたところでございますが、ただいまの委員長の報告に対してご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければですね、ただいまの委員長報告のとおりこれからの作業を進めることにご異議ございません

でしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、委員長報告のとおり進めることとさせていただきます。次に、報告事項の(2)から(9)までの合併までに調整するとしておりました項目につきまして幹事会において協議、決定いたしましたので、報告をさせていただきます、併せて委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。それでは、議事の(2)、報告第30号 - 、国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21)を議題といたします。生活環境専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。
○始良中央地区合併協議会生活環境副部長(黒木 トシエ)

それでは、報告第30号 - 、協定項目21、国民健康保険事業の取扱いについて、平成15年12月25日、協議第26号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告いたします。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会会長名です。資料を開けていただきまして1ページの別紙をご覧ください。協定項目21、国民健康保険事業の取扱いの人間ドック等事業内容の統一につきまして、平成15年12月25日に協議会で承認されました人間ドックは、新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整するとして具体的な調整結果について報告をいたします。平成17年度につきましては、各市町が行っている事業内容と助成額を新市へ引き継ぐものとし、平成18年度からは、事業内容を2ページに別紙資料として添付いたしております人間ドック検査基準比較表のとおり統一を図り、一般コースと女性コースを設け、助成額につきましては、一般コース2万5千円、女性コース2万7千円といたします。また、厚生連病院と、仮称であります、霧島市立医師会医療センターを指定医療機関とし、指定医療機関で受診した者について助成を行うことと調整いたしました。以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま生活環境専門部会から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員(八木 幸夫)

始良郡医師会の八木ですけど、二つほどご質問したいと思っております。一つは、厚生連病院と申しますと鹿児島市の病院だと思っております。そして県下を見ると人間ドックやっている施設はたくさんあるかと思っておりますけども、この医師会医療センターは分かりますけども、この二つの病院を指定された経過と理由をお願いしたいということと、一般コースが二つで、仮に二つで決まった場合ですけども、かなり変わっておりますね。医療センターで生活習慣、それから厚生連病院では血液型まで見るとか、いろいろこう異なっておりますけど、この振り分けをどうするのか。個人の希望で決めるのかどうか。その2点についてお伺いします。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部長(黒木 トシエ)

それでは、お答えいたします。最初のご質問の指定医療機関を厚生連病院にした理由、その経過と理

由なんですけれども、厚生連病院とした理由といたしましては、分科会、それから専門部会、幹事会等でも意見は出されました。現状を調査いたしましたところ、現在受診していらっしゃる方々が厚生連病院で92%を超えていらっしゃいます。その結果から厚生連病院というのを選ばさせていただきました。それから、仮称であります霧島市立医師会医療センターにつきましては今おっしゃったとおりでございます。それから、コースの関係ですけれども、一般コースと女性コースの二つを設けさせていただきました。一般コースは一般の男性の方々ですね、それから女性コースは女性独特の検診がありますので、その関連が入っておりますが、厚生連病院の方は女性の関連は入っておりますけれども、医師会の方は、霧島市立医師会医療センターの方は入っておりません。その関係は市で行います検診等を受診していただくという形になります。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

振り分けの仕方はさっきありましたですか。希望でよろしいんですか。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部長（黒木 トシエ）

はい、本人の希望で結構でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

それと、「厚生連病院の受診が多い。」とおっしゃいましたけど、これも、すいません。後からも質問させていただこうと思っておりますけど、セット健診で各市町村で厚生連の、県民総合センターですか、ああいうのを使ったりしてかなり地域的にそういう偏りがあったんで、そういう誘導等も今まで原因があるかと思えますけども、もう一度、その人間ドックをやっている医療機関というのはたくさん、正確なところ、評価機能もやっておりますので、たくさん医療機関あるかと思えますけども、再度そういうチェックをしなくてよろしいのかなあと思えますけども、どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部長（黒木 トシエ）

そこらもいろいろ検討いたしました。初年度であるということから18年度は厚生連と医師会ということで決めていただきました。住民のニーズ等がありました場合には、今後そちらの方も検討していくということで話はまとめてあります。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですか。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

あと1点ですけれども、普通一般コースで人間ドックされる場合、これは日帰りコースになるんですか、それとも宿泊になるのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会生活環境副部長（黒木 トシエ）

日帰りでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にほかにはないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うということにいたしたいと思
います。次に、議事の(3)、報告第31号 - 、保健衛生事業の取扱いについて(協定項目25 - 9)を
協議いたします。保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長(西 剛)

それでは、報告第31号 - 、協定項目25 - 9、保健衛生事業の取扱いについて、平成15年12月25日協
議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告申し上げます。平成17年7月2
1日提出、合併協議会長名、1番目で調整方針を出した乳幼児医療費助成事業についてですが、1歳未
満児への助成は、国分市、隼人町の例により合併までに調整するとしたことについて具体的な調整結果
を申し上げます。1歳未満児の医療費は、国分市、隼人町の例により平成17年11月診療分から全額助成
します。ただし、平成17年10月診療分以前の助成については合併前の市町の助成基準に従い助成します。
支払いの回数は月2回とし、1日から15日の申請と16日から月末までの申請で支給日を分けて支払いを
します。次に、2番目の結核予防事業についてですが、実施内容等については合併までに調整するとし
たことについて具体的な調整結果を申し上げます。1の結核定期健康診断についてですが、平成17年4
月1日から結核予防法の改正があったことから対象者は65歳以上とします。また、現行どおり巡回検診
を実施いたします。平成17年11月7日から肺がん検診を併せて実施し、実施の時期や場所については総
合支所ごとに設定します。続きまして2のBCG接種についてですが、結核予防法に基づき対象者は6
か月未満の乳児とします。接種方法は、始良郡医師会と協議し、平成17年11月7日から個別接種へ移行
します。次に、3番目の予防接種事業についての実施形態等については合併までに調整するとしたこと
について具体的な調整結果を申し上げます。乳幼児の予防接種は、始良郡医師会と協議し、平成17年1
1月7日から個別接種へ移行します。なお、ポリオについては現行のまま集団接種とします。接種期間
については、医療機関と協議し、通年又は期間限定とします。学校の予防接種については、平成17年度
は現行のとおりとし、平成18年度以降は個別接種の方向で始良郡医師会と協議、調整します。次に、4
番目の集団歯科健診についての対象児年齢、健診内容等については、合併までに調整するとしたこと
について具体的な調整結果を申し上げます。2歳児歯科健診を現行のとおり実施します。健診の受診場所
は、原則居住している総合支所としますが、他の総合支所でも受診可能とします。また、2歳児歯科健
診の対象児年齢は2歳2か月から3か月を基本とします。健診内容については、問診票、保健指導など
を統一して行います。次に、5番目のその他の検診、腹部超音波、骨粗鬆症、前立腺がん、歯周病検診
と各種がん検診、肝炎ウイルス検診について、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整す
るとしたことと、6番目で調整方針を出した基本健康診査、セット健診を含みますが、これについての
実施方法については合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討するとしたことについて
具体的な調整結果を申し上げます。平成17年度は現行のとおり実施します。平成18年度からは霧島市総
合健診、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の10年ごとの節目検診でございますが、これを実施し、基本健
康診査、肝炎ウイルス検診、胃がん検診、大腸がん検診、腹部超音波検診、前立腺がん検診、歯周病検
診を同時に無料で実施します。また、71歳以上の基本健康診査は、始良郡医師会と協議、調整し、平成

18年度から医療機関受託、委託個別方式とします。健診対象者把握については5年ごとに行う健診対象者調査を基に登録制を取り入れます。なお、1回目の調査は平成18年度に実施いたします。また、先ほど30歳から70歳の10年ごとに行う総合検診のことを説明申し上げましたが、それ以外の年齢の方にも、別表1のとおり、基本健康診査の単独実施や基本健康診査とがん検診を取り入れたセット健診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診を一緒にしたセット健診と肺がん検診の単独検診等を実施いたします。なお、検診の個人負担金については別表にお示ししておりますので、お目通しいただきたいと思っております。以上6項目につきまして調整いたしましたので、報告を申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま保健福祉専門部会から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。はい、八木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

確認、ご質問というよりは、確認させていただきたいんですけど、一つは、霧島市総合健診というのが30、40、50、60、70、10代ごとでなってますけども、確か現在の老人保健事業でやっているのは40歳以上になっていると思いますね。30歳という年齢を入れた理由ですね。これが一つと、それから、来年の4月から早いとは始まると思います。介護予防の事業が始まりますけども、これに健診の結果を情報提供するということがうたってありますけども、もしかしてその30歳を入れた理由にそういうものも関係しているのかどうか。そういう情報提供になり得る健診となっていくのかどうかということをお聞きしたいこと。それから、あと一つは、今まで6番目のですね基本健康診査に関しては各市町村で県民総合センターと始良郡医師会とで請け負ってきたわけですけども、今後個別、委託個別方式になっていくというはお聞きしてますけども、もうその県民総合センターの方は一応契約なしということで、医師会と個別で全面的にやっていくということになっているのか。確認ですけども、3点よろしく願いします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（西 剛）

最初に30歳を対象にした理由ということでございますけれども、これは国の方針としても40歳以下の健診対象者の年齢引き下げというのが見直されているところでございます。若い世代から健康づくりの動機付けというふうにつながるよう一応こちらとしては考えて、県が考えた次第でございます。また、10年に1回ではありますけれども、無料で健診が受けられることで受診率の向上を図ってこの若者にも健診の動機付けというのを考えておりました。そういうことで30歳というのを対象にしております。それから、介護事業について、介護事業の方については、こちらとしては関係のないというか、別というふうに考えております。それから、県民総合保健センターで今までセット健診等委託をしておりました。医師会につきましては71歳以上の方を個別方式にするということで協議をして調整をしているところでございます。それ以下の分につきましては従来どおり医師会の委託又は県民総合センターにお願いして行いたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。はい、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

項目の3番目の所の予防接種事業につきまして、集団接種から個別接種ということで変わるということですが、この場合に医療機関との協議というのはどういったふうになされているものか。お伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（西 剛）

個別接種についてはですね医療機関と協議をいたしまして11月7日からすべて個別接種で行うということで協議済みでございます。この中で何箇所ぐらい、医療機関を何箇所ぐらいを見込んでいるかということですが、国分市では17件、それから福山町で3件、隼人町で10件、溝辺町で4件、牧園町で3件、霧島町で3件の計40件でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか、山下委員。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

その件につきましては了解いたしました。総合健診について、先ほど出ましたように、30歳を入れるということですが、こういことですね受診の向上、結局受診率が各地低いわけですが、健診のそこあたりについての協議というものはどういうふうになされたものか。お伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（西 剛）

当然今基本健康診査を毎年行っております。受診率につきましては大体30%から40%で大体推移をしている状況でございます。ここらあたりを考えると、当然企業そのものも健康診査そのものを行う義務があるわけで、これら、そのほか国保の国保対象者とか、当然自営業そのものを含めればパーセント的には、全体的にこう通知をしている関係上、そのぐらいの数字になってくると思います。ですから、健診そのもの、もう受診率そのものは一応話し合いをしてどのようにして受診率を上げればよいかというような協議は一応しておりますけれども、ただその中で30歳を対象にしたことでそういう健診の意識といいますが、そういうのが出てくればよりその受診そのものがアップをしてくるんじゃないかというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、山下委員よろしゅうございますか。ほかに、はい、八木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

先ほどの2点ちょっと追加させていただきたい。始良郡医師会の八木ですけども、一つは、予防接種に関してはですね予防接種法が施行されて予防接種はすべて集団から個別に移行するというふうに法律でうたっております。医師会でも個別の方に全面的に向けて努力しております。ただポリオとですねツベルクリンですか、こういうものに関してはなかなか、注射液の問題とかございまして集団で取りあえずはやっていこうということで、できる、すべての予防接種が個別化していく流れの中でその二つだ

けは取り残された感じです。通年、1年中ですどこでも町を越えて予防接種ができるような体制については医師会でもいろいろ話をし合ってますけども、ただですね、今やっぱり、予防接種の事故が今でも十何件あるんですね、1年間に。日本脳炎のあの予防接種でもマスコミでいろいろ騒がれました。いろいろナーバスにならざるを得ないような医療機関にとってですね問題が多々ございますので、小児科の先生がいらっしゃる地域は非常に1年中通してですね予防接種をスムーズにできるかと思えますけども、なかなかそういう小児科がいらっしゃる地域に関してはなかなか、注射液を間違えないようにとか、それから医療機関にとっては一般の患者さんと予防接種の児童とは待合室を分けなさいとかですね、非常にうるさいことをうたったりしてますので、なかなか土地的にできない面もあったりするかと思えますけども、大きな流れはそういうことで医師会としても努力しております。それから、健診事業ですけども、私たちが実際健診に医師会の担当の方で行ったりすると、医療機関にかかっておられるお年寄りがですねわざわざ健診を受けにきていらっしゃるんですね。この老人、基本健診が始まった頃は、市町村がその健診率を上げるために何でその治療している方をわざわざですね無駄なお金使って健診を受けさせないといけないのかという僕らも個人的にはいろいろした経過がございますけども、その辺はやっぱり今後経済的なことを考えるとやはりそういうことは本当に無駄であると思えます。ですから、30歳を新しくセットされておやりなるというのは僕はある意味では非常にいいんじゃないかと思えます。医師会としてはですねその基本健診の在り方に関しては、先ほど県民総合センターと医師会とでやってるということでお話しましたが、総合センターの方では、ドクターのですね内診とか、聴診とか、そういうセットがなかなか組めないのが現状です。医師会では地域の先生方が必ず住民の方と向かい合って話ししながら聴診器を当ててちゃんとした基本健診セットを行っていくということで、医師会はその方針を貫いてやっていこうということでやっておりますので、その辺お含みいただけたらと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大変ありがとうございました。ほかにご意見の、それでは、ほかに特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うこととさせていただきます。次に、議事の（４）、報告第32号 - 、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 11）を議題といたします。保健福祉専門部会から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉部会長（福盛 安美）

それでは、報告第32号 - 、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25 - 11）、障害者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。1ページ目でございますが、協議項目1の重度心身障害者医療費助成事業につきましては現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、証明手数料については合併までに調整するとの調整方針でございました。具体的な調整結果は、重度心身障害者医療費請求に伴う医療機関証明書の手数料助成は1件50円を上限とする。実施時期は平成17年11月7日からとしました。現在事務手続上請求申請書に領収書を添付するか、医療機関からの証明

を受けて提出していただいておりますが、この医療機関からの証明手数料の一部助成として1件50円を助成しようとするものであります。次に、協議項目2の特別障害者手当等については現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国分市が実施している単独福祉手当についても新市に引き継ぐ。ただし、支給の方法等については合併までに調整するとの調整方針でありました。具体的な調整結果は、単独福祉手当は年額1万円を1回支給します。10月1日の基準日に1年以上の住所を有している人が対象となりますので、平成17年度は国分市のみ支給、特別障害者手当等受給者は支給しないこととしました。実施時期は平成18年度からとなります。協議項目3の障害者共同作業所については現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、各作業所に対する単独の補助分については合併までに調整するとの調整方針であります。具体的な調整結果は、各作業所への単独補助は現行のとおりとする。ただし、溝辺町のあいご園につきましては平成19年度をめぐりに小規模通所授産施設運営費補助事業への移行を検討していきたいと思っております。協議項目4の民生児童委員協議会に関することについては現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、協議会の組織、補助金等については、合併までに調整するとの調整方針でありました。具体的な調整結果は、新たな組織の名称は霧島市民生委員児童委員協議会連合会とします。現在の任期の平成19年11月30日までは現行組織のとおり、補助金についても現行のとおりといたしております。協議項目5の法外援護災害救助事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。制度内容については、国分市、隼人町の例により合併までに調整するとの調整方針でありました。具体的な調整結果は、制度は国分市の条例を基本に別表1のとおり調整をいたしております。2ページ目の別表1が霧島市の法外援護災害救助条例案でございます。第1条に目的を、第2条第1項に支給する金額と同条第2項が特例条項となっております。以上、障害福祉事業の具体的な調整結果の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱いを行うことといたします。次に、議事の(5)、報告第33号 - 、高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25-12)を議題といたします。これも保健福祉専門部会の方からの説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部会長（吉田 廣文）

保健福祉専門部会の吉田です。隣が同じく社会福祉分科会の上和田です。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、報告第33号 - 、高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25-12)、高齢者福祉事業の取扱いについて、平成15年12月25日、協議第29号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整しましたので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。別紙の1ページですが、順を追って報告申し上げます。まず1、温泉保養券、鍼灸・アンマ施術料助成事業ですが、協議、決定された調整方針は、温泉保養券、鍼灸・アンマ施術料につきましては新市に引

き継ぐ。ただし、助成方法、助成金等につきましては、合併までに調整するでした。具体的な調整結果としまして、1、対象者は新市に居住する満70歳以上の者と身障・療育・精神手帳所持者です。ただし、月の途中から70歳以上に達した時は誕生日の属する月からとします。2、助成額ですが、はり・きゅう施術料は1年に12枚、1枚は500円とします。温泉保養券は1年に12枚、1枚は150円を限度とします。3、申請方法は、はり・きゅう等施術料受診券及び温泉保養券交付申請書での申請を受け、券の発行を行います。4、交付の時期は、特に期間は定めません。5、サービス開始時期は平成18年の4月1日とします。米印ですが、指定業者登録制とし、委託契約を結ぶこととします。2の金婚式に関すること(一人金婚式を含む)ですが、3、金婚式に関することについては開催方法等を合併までに調整する。ただし、一人金婚式につきましてはその必要性を含め合併までに調整するでした。具体的な調整結果は、1、金婚式は霧島市社会福祉協議会で実施します。実施場所は中心地で1回開催します。3、補助単価は1組9千円程度を見込んでおります。参考ですが、写真代1,500円、記念品代3千円、祝賀会費2千円の2名、その他を500円とします。4、一人金婚式については実施しません。5、実施時期は平成18年度よりということでございます。3、長寿者褒章、敬老年金事業ですが、協議、決定されました調整方針としましては、長寿者褒章、敬老年金につきましては、節目支給等に再編する方針で合併までに調整する。長寿者表彰敬老訪問については新市で協議するございました。具体的な調整結果としまして、1、支給年齢につきましては節目支給です。満80歳、満88歳、満95歳、満100歳以上の者に支給します。2、支給額については次のとおりでございます。満80歳の者6千円、満88歳の者1万円、満95歳の者3万円、満100歳以上の者10万円でございます。米印で記念品はございません。支給方法としまして100歳以上につきましては首長等より訪問支給するということでございます。2ページ目ですが、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業です。協議、決定されました調整方針は、事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併までに事業目的、対象者等を明確にし、事業決定機関である地域会議の充実を求めるということでした。具体的な調整結果は、1、目的、在宅寝たきり高齢者等が使用する日常的に欠かせない寝具を洗濯乾燥又は消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ることを目的とするということで、2、対象者は次のとおりです。1、寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、2、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床しているおおむね65歳以上の高齢者、3、重度の身体障害者のために臥床している身体障害者(児)とするです。3、ケア会議の充実及び決定で、洗濯サービス利用の要否において必要に応じ申請者のほか対象者及び対象者世帯の状況を調整するとともに、公正な判定のためにケア会議を開催し、総合的に勘案して決定するものとします。4、委託単価と利用者負担ですが、委託単価は県の参考単価以内とします。利用者負担は1割とします。乾燥消毒では2,200円、利用者負担は220円です。乾燥消毒と汚れ落としでは4,200円と利用者負担は420円です。寝具水洗いでは1万円と利用者負担が千円でございます。5、委託先は社会福祉協議会とします。実施時期は合併時とします。次の5、介護予防教室、転倒骨折予防教室ですが、協議、決定されました調整方針は現行のとおり新市に引き継ぐで、ただし、事業内容と委託先につきましては合併までに調整するでした。具体的な調整結果は、1、事業目的、高齢者ができるだ

け要介護状態にならないで健康で生き生きとした生活を送ることができるように介護予防教室、転倒骨折予防教室を開催するところがございます。対象者は、自立、要支援の者でございます。3、委託先は社会福祉法人等（社会福祉協議会を含む）に委託するでございます。サービス開始時期は合併時とします。3ページをお願いします。6、生活支援型ホームヘルプサービス事業ですが、調整方針は、この事業は新市に引き継ぐで、委託先等につきましては合併までに調整するございました。具体的な調整結果としまして、1、対象者は65歳以上の高齢者で、ケア会議で必要と判断された者とします。2、委託単価を720円とします。利用料80円は委託先で徴収します。3、利用回数が県の要綱等で定められていないため、ケア会議の中で検討します。基本的には月4回、食の自立支援事業との関係とし、他の福祉サービスと総合的に調整します。4、社会福祉協議会等を委託先とします。5、サービス開始時期は合併時とします。7、食の自立支援事業、老人給食ですが、協議、決定された調整方針は、隼人町方式を基本にサービスを低下させないよう合併までに調整する。ただし、委託先、利用者負担等については、合併までに調整するでした。具体的な調整結果としまして、1、在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう配食サービスその他食に関わるサービスを食自らの観点から組み合わせて提供するとともに、安否の確認を行うことによって在宅福祉の増進を図ることを目的とするでした。2、おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯及びこれに準ずる世帯と障害者、身障・知的・精神のみの世帯又はこれに準ずる世帯でございます。米印で精神障害者と知的障害者は補助要件の中に入れておりませんが、市の単独事業で配食することになります。3、申込先は本庁及び各総合支所でございます。4、申請があります。実態調査をします。ケア会議等で協議をします。福祉事務所で決定ということになります。5、委託の単価は530円です。利用料は300円で委託先が徴収するものがございます。事業料徴収、振り込み、引き落としなどです。6、委託先は当面の間は社会福祉協議会とします。サービス開始時期は平成18年の4月1日とします。現在の委託先と年間必要な食等概算数ですが、国分市で延べ11万1,820食、5,926万5千円、溝辺町で延べ1万930食、579万4千円、横川町で延べ2万9,850食、1,582万1千円、牧園町で3万4,790食、1,843万9千円、霧島町で1万9,660食、1,042万円、隼人町で13万7,300食、7,276万9千円、福山町で5万5,140食、2,922万5千円、総額の2億1,173万3千円となるようでございます。8、生きがい対応型のデイサービス事業ですが、協議、決定されました調整方針では現行のとおり新市に引き継ぐということでした。利用料、委託単価、委託先、申請手続方法につきましては、合併までに調整するという事で、具体的な調整結果としまして、1、事業内容については現在までの県要綱に準じた実施方法で行う。2、利用料は1回が300円とし、委託先が徴収する。食事代は実費負担でございます。3、委託単価は一人2,200円とします。4、利用回数は週1回を原則とし、ケースに応じて増やすことができることとします。他事業の絡みで必要と思われます。5、委託先につきましては現在の委託先を継続します。6、申請手続は本庁及び各総合支所です。7、サービス開始時期は合併時とします。4ページをお願いします。9、生活管理型の、生活管理指導型ショートステイ事業ですが、新市に引き継ぐでございます。ただし、委託料、利用料は、合併までに調整するという事で、具体的な調整結果は、1、利用者の意向を踏まえ、実施可能な施設と委託する。2、利用

料は 3,429円とする。県要綱に準じた額、1日 3,810円から委託料の1割 381円を控除した額とします。3、利用料は各市町ほとんど同額であり、県要綱に準じ委託料の1割とするものでございます。利用料 381円は委託先の徴収とします。4、サービス開始時期を合併時とします。10、家族介護教室事業ですが、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容は合併までに調整するでした。具体的な調整結果としまして、15年度は国分市のみが実施しましたが、16年度に事業実施の実績がなく、17年度の予算計上もありませんでした。実施要望があった時内容を検討するものでございます。11、家族介護者交流事業ですが、新市に引き継ぐ。ただし、事業量等につきましては県補助金枠等も考慮した上で合併までに調整するでした。その具体的な調整結果としまして、1、目的、在宅で高齢者を介護している家族が介護者相互の交流会に参加するなどしまして介護から一時的に解放され、心身をリフレッシュすることにより高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続向上を図ることを目的とします。2、利用者ですが、在宅で高齢者を現に介護している家族です。3、決定ですが、介護者の心身のリフレッシュを図るとともに、実態をよく把握し、ケア会議等で決定します。4、委託先は社会福祉法人等（社会福祉協議会を含む）を委託先としますが、他の機関での実施も可能とします。5、実施回数ですが、一人年に1回とします。6、サービス開始時期は合併時とします。県要綱に従い実施するものでございます。5 ページですが、緊急通報体制等整備事業ですが、現行のとおり新市に引き継ぐ。緊急通報先、利用者負担、機種等につきましては、合併までに調整するございました。具体的な調整結果としまして、1、おおむね65歳以上の独居老人及び障害者、身障・知的・精神ですが、通報先は3箇所まで登録が可能であるため、通報先の同意が必要でございます。2、NTTが実施している緊急通報装置レンタル事業を活用します。取付料金のみ市が負担することとします。レンタル料金ですが、緊急通報装置月額 180円、ワイヤレスリモートスイッチ月額 200円、ワイヤレスリモートスイッチはオプション扱いとなります。3、申請書、通報先の同意印、民生委員による証明印の提出後、利用者に決定通知書を出し、NTTに申請書をファックスすることになります。工事段取りでその後のアフターケアに関しましては利用者とNTTの間で解決を図ります。4、取付料金の 4,725円につきましては全額市が負担し、利用者負担はございません。ただし、月々の基本料金及び通話料金、撤去料金 2 千円は利用者負担とします。5、サービス開始時期は合併時とします。17年度からの新規については上記のとおり、16年度までの他の事業者からの備品購入につきましては保守契約を継続することとします。13、老人保健福祉計画事業ですが、老人保健福祉計画につきましては各市町村の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会、運営委員会、また、準備事務については、合併までに調整する。新たな計画は平成17年度に新市において作成するでした。具体的な調整結果としまして、本件につきましては社会福祉介護保険専門部より提案ということで、平成17年の6月9日、幹事会協議終了済みでございます。また、平成17年の6月16日は協議会に報告済みでございます。14の福祉手当の事業ですが、新市に引き継ぐで、ただし、納付額につきましては合併までに調整する。合併後も納付額については段階的に見直していくでございました。具体的な調整結果は、1、給付額につきましては月の3千円とします。ただし、6か月以上の在宅介護をした者に限ることとします。2、サービス開始時期

は合併時とします。国分市の要綱に準じて調整します。支給開始は申請のあった月からとします。手当は毎年度4月から9月を上期、10月から3月分を下期としてそれぞれ9月と3月にまとめて支給することとします。以上、幹事会で決定された事項につきましてご報告を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいま多岐にわたる高齢者福祉事業について保健福祉専門部会から一括して説明がございましたが、何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

7番目の食の自立支援事業なんですけれども、今現在各市町が実施いたしておりますけれども、やはり献立、カロリー等も各市町で現在違っているわけなんですけれども、合併後の実施するということになりますと献立あるいはカロリー等も統一されるようにして協議なされたものか。また、総合支所間で現在ままのやつを維持していくようになるのか。その点ひとつお尋ね申し上げます。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

現在は管理栄養士等が入って献立を計画している所もあります。今回は18年の4月1日、社協委託ということになりますから、社会福祉協議会で今から今後そこら辺を鋭意整理されていかれるものと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

黒木委員よろしゅうございますか。（「はい」と言う声あり）、はい、今村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今村 日出子）

協議項目の14番の福祉手当についてお尋ねいたします。福祉手当については現在1市6町の中で1市3町が現在支給していると思います。それぞれ額は違いますけれども、そのものを調整されてここに「給付額については3千円一月とすると。ただし、6か月以上の在宅介護をした者に限る。」ということ調整されておりますけれども、3千円に決められた根拠と経過をお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

3千円になりました経過ですけれども、横川町、溝辺町では現在月1万円で年間12万円支給しております。おむつの支給金額は年間7万5千円であるんですが、仮定すれば12万円から7万5千円を引きますと4万5千円ということがございます。それを12で割りますと月額3千円程度ということになります。助成額につきましては月額3千円ぐらいが相当額ということに決定した次第でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今村委員よろしゅうございますか。はい、八木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

今介護保険に関しては非常に流動的ですので、余りご質問は差し控えたいと思ってましたけども、5番目のですね介護、例えば、介護予防教室、転倒予防教室の項目を見たときに、皆さんご存じのように、もう今年の10月からは介護保険施設、グループホーム等もですね含めて食費はもう有料、自己負担にな

りますね。それから、デイケア、デイサービスの食事代も、昼の食事代も自己負担というような非常に緊迫した介護保険情勢、財政圧迫状態になっているのはご存じかと思えますけども、そういう中で介護給付費の3%枠の中で、地域支援事業という中で今までやってきたものをすべて老人保健事業も含めてですねやっぺいこうという非常にこういう限られた財政で今後考えなきゃいけない状況であると思えます。例えば、その5番目のですね項目を見てその具体的な調整結果というのの2番目、対象者というのを見ると自立と要支援の者でございます。もう新しい来年の4月からの改正になりますと要支援というのは要支援の1と要支援の2に分けるといふふうにもう決まっております。地域支援事業でやっていく事業を見ますと介護予防事業というのがあって、一つはですね、それから、あと一つ、新予防給付と二つもつくるということになっておりますけども、この介護予防の中に特定高齢者、いわゆる5%の元気な、虚弱な高齢者を含めると言われています。全国で100万人ぐらいいると思えますけども、それと一般高齢者二つに分けてそういう予防事業をやっぺいこうということで、筋トレとか、そういうので非常にマスコミをにぎわしていたかと思うんです。この特定高齢者に関しては七つのサービス、筋トレ、口腔ケアとかですね、それから鬱の予防とか、閉じこもりとか、それから先ほど出ました栄養の改善ですね、こういうものを含めて七つのサービスが含まれているはずでございますけども、私質問したいのは、この地域支援事業というのがしっかりもうやっぺいこうとなっている中で、新たにそういう介護予防教室とか、次のページのですね生活支援ホームヘルプサービスとか、生きがい対応型サービスとか、ショートステイ事業とか、こういうものを地域支援事業のほかに合わせてずうっと継続してやっぺいこうと思っぺいするのかどうか。その1点だけ教えてください。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

今、委員の言われました介護予防教室、生きがい対応でしたかね、その他の事業につきましては、今まで補助事業等、この介護予防教室については補助事業でございます。それから生活支援のホームヘルプサービス事業につきましては交付税措置ということになりました。生きがい対応デイサービスについても交付税措置ということに最近なりました。これらの調整をする時は、介護保険の方がはっきりまだ具体的に出てきてなかったもんですから、こういう調整方針を出しているところでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

ということは、今後成り行きを見て色々補助事業に関しては調整してということになりますかね、そういうことでよろしいんですかね。はい、ありがとうございます。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

今おっしゃるとおり、介護保険法の動向を見ながら、それに、これらの事業もその介護保険法の中に入っていて、それに合わせて事業を進めることになると思われま。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

すいません。ちょっと念のために、特定、介護予防事業というのは特定と一般と二つに分けてもう決まっていますので、特定に関しては先ほど申しましたように七つの事業が決まっております。一般に関し

ては今まで老人保健事業の中でやってきたような、健診事業もそうですけども、そういうのを含めて健康手帳を渡したりとかですね、そういうものをやっていこうということで、その一般の高齢者の方にそういうサービスを残していくということは何となく分かるんですけども、もうある程度その地域支援事業という中できちっとサービスをうたってきてますので、ある程度その辺の補助事業はいいんですけども、財政圧迫とか、やっぱり財政を考えた場合に、なぜかと言うと、介護保険料がもう3千幾らですよ。やっぱり5千円超えたらもう介護保険制度はもうだめだって言われる方も結構いらっしゃいますので、私たちも身近な保険料を払っている者としてですねやっぱり、だったら失礼ですけども、できるだけ、国が方針決めて、それでそのとおりいきなさいというのはそのとおりやっていかなきゃいけないけど、補助事業というのはやっぱりある程度保険料を圧迫しないような状況でやっていかなきゃいけないような時期がもう必ずきていると思うし、くると思いますので、その辺は慎重にご審議お願いしたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

はい、分かりました。そのように。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、そいじゃあよろしゅうございますか。はい、ほかにございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

すいません。1点だけ確認とご質問をさせていただきたいんですが、7番目の食の自立支援事業ですけども、調整方針として隼人町方式を基本にということで今、部会長の方からですねご報告いただいたんですけども、隼人町方式を基本にということは土・日の配食も当然されるということだと思っております。今この新霧島市管内ですね土・日の配食をしていらっしゃる地域もあるのではないかなと思っております。そうしますとそういう方向になりますと施設面の人員の問題、施設の問題、そういったのが当然出てくると思っておりますが、また、費用の問題もかなり膨れてくるんじゃないのかなと思っておりますが、そのあたりをどのように議論されたのかですね。ご報告をお願いします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

溝辺町と霧島町におかれましては隼人町の社会福祉協議会と牧園町の社会福祉協議会の方で支援をいただくというようなふうに今伺っているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

土・日の対応になるということになるわけですね、今の趣旨で答えは、そういうことなんでしょう。そういう理解でいいんですね。つまりその委託先が隼人がやっておられるような形になってくるんで、はい、どうぞ、部会長、そこをちゃんと言って、意味。はい。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

委託先は社会福祉協議会でございます。溝辺町と霧島町がうまく今のところいかないということで、隼人町の社会福祉協議会と牧園町の社会福祉協議会に委託されまして、そこから配食というふうになるというふうに使われます。隼人町方式、365日です。昼と夜に365日配食するということになります。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

しつこいですが、すいません。そうしますと隼人町と牧園町の給食センターの方は対応はそれでできるということでしょうか。そういうふうに理解してよろしいですか。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

確定ではございませんが、今、社会福祉協議会とも協議をしております、そのようなふうに行っているんじゃないかというようなことをお伺いしているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、稲垣委員よろしゅうございますか。ほかにはございませんか。いろいろと、はい、どうぞ、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

12番目の緊急通報体制等の整備事業につきましてN T Tのレンタルということでございますけれども、これは1市6町一律であるのかですね。取付料あるいは除去料、そういったものは地域によって違うのかですね。お伺いいたします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

新市におきまして全部同じように網羅するところでございます。単価等につきましても一緒でございます。（「了解」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

山下委員よろしゅうございますか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今この緊急通報の方が出ましたけれども、私はご要望を申し上げたいと思います。私の地域 385戸の中に昨年度2件ほどそういった状況が発生したわけですが、今協定の中では65歳以上の独居老人となっております。緊急通報をする場合に65歳以下の場合でも緊急通報する場合がありますよね。というのが、子供さんは自分の家において勤めに出ている。親、70歳ぐらいの親御さんだったんですけども、急に具合が悪くなって電話をかけようとしたけれども、電話を回す力がなくなってきたと。どうもできん。子供はいない。自分の家にはいない。そこにあったバケツを叩いて、どうにか近所の方がそれを気づかれて病院に行かれたという例が一つございました。一つは、60歳にならん人が子供さんと一緒に生活されているんですけども、子供はほかに仕事に出ておまして、自分一人であったということでございます。そういったことで、やはり65歳以上の高齢者だけ、あるいは、また、ここで言ういわゆる身障者とか、そういった限定しないで、やはり将来の問題としてやはり検討していく必要があるなあとこのことを思った昨年でございました。したがって、これから先やはりこのことについては、緊急通報システムについては全戸を対象にするシステムも大切だなあとこのことを思うことでございますので、その件は今後の課題として検討をしていただきたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（吉田 廣文）

基本的にはおおむね65歳以上ということでありますので、どうしても虚弱の方がいらっしゃいました

ら、また、それぞれの協議でいかれることになると思います。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

いろいろと意見がございましたけれども、本件は報告のとおり取り扱うことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございます。ありがとうございます。本件については報告のとおり取り扱うことにさせていただきます。それでは、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。スタートを3時15分からにいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。――

「休憩 午後 3時03分」

「再開 午後 3時15分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。次に、議事の（6）、報告第34号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25 - 13 - ）を議題といたします。保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（後庵 嘉文）

それでは、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25 - 13 - ）、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて、平成16年1月15日、協議第32号（協議、決定された調整方針）に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。協議項目1ですが、母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業の補助金等についてですが、この事業は母子及び寡婦福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付するものであります。現在各市町母子及び寡婦福祉法の理念に基づきそれぞれ支援され、また、各団体も活動されているところでございます。協議、決定されました調整方針は、母子及び寡婦福祉協議会活動補助事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については合併までに調整するといいました具体的な調整結果について申し上げます。1、母子寡婦福祉協議会の補助金については別表のとおり、次の2ページの所ですが、補助基準を設け補助するです。補助対象となる経費を限定し、その合計額から会費、社会福祉協議会からの補助金、繰入金、繰越金を控除した額を補助金とする基準を設け補助することといたしました。それでは、協議項目2、ひとり親家庭等医療費助成事業の所得制限以上の世帯について、この事業の目的は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るというものでございます。協議、決定された調整方針は、ひとり親家庭医療費助成事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整するといいました具体的な調整結果について申し上げます。1、現行溝辺町のとおり所得制限以上の世帯も給

付対象とする。2、実施時期は合併時とするでございます。この所得制限以上の世帯とは、児童扶養手当の所得制限の基準を超えた者にも、児童の健やかな成長を願うとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図るという観点から実施しているものでございます。協議項目3、児童養育手当等助成事業について、父子手当、出生祝金支給、児童福祉手当事業の3事業があります。協議、決定されました調整方針は、児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐとした具体的な調整結果について申し上げます。1、出生祝金は第3子以降出生子につき10万円支給する。2、支給の開始時期は平成17年11月7日とする。3、父子手当、児童福祉手当については、平成17年度中は現行のとおり引き継ぎます。ただし、父子手当、児童福祉手当ともに制度が古く、これは父子手当が昭和52年、児童福祉手当等は昭和45年に制定されたもので、制度そのものが古く、児童手当等の制度が整備充実された経緯などを踏まえ、総合的に判断いたしまして平成18年4月より廃止するというところでございます。協議項目4、家庭児童相談室設置事業について、この事業は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するというものでございます。また、平成17年4月の児童福祉法改正により市町村の担う役割がより明確化され、より充実した相談業務体制づくりが求められているところでございます。協議、決定された調整方針は、家庭児童相談室事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐといった具体的な調整結果について申し上げます。1、相談員は本庁に配置する。2、各総合支所の相談事業については相談員が出向き実施する。3、事業実施に伴い人員の配置増が必要となる。これにつきましては先ほども述べましたとおり、相談件数の増加、児童福祉法改正に伴う相談援助業務等の拡大を鑑み、体制の整備を図っていくということからでございます。以上、報告、説明でございました。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。はい、今村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（今村 日出子）

項目の4の家庭児童相談室の設置事業につきまして相談員は本庁に配置するという申し合わせができておりますけれども、何名ぐらいの相談員を置かれるつもりか。お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部長（後庵 嘉文）

今現在のところ国分市以外は置かれていないところでありまして、現在国分市が非常勤の方が2名いらっしゃいます。それで具体的な人数というのは、ここの場で私どもの方で何名と、そこはまだ分からないところなんです、法の改正とか、今の社会現象とか、いろいろ鑑みますと、恐らく減る方向じゃないだろうというようなことで、「増員を必要する。」と、あえてこういう表現をさせていただきました。確実な何人というの、ここの席で私どもの方で何人必要だということはまだ考えておりません。増員方向には必ずあるということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委員よろしゅうございますか。（「はい」と言う声あり）、ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにはないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（７）、報告第35号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13- ）を議題といたします。保健福祉専門部会の説明をお願いいたします。失礼いたしました。はい、どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉副部会長（後庵 嘉文）

それでは、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13- ）、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて、平成16年1月15日、協議第32号、協議、決定されました調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。協議項目1、公立保育所運営事業についてですが、現在公立保育所が国分市に6、横川町2、牧園町3、隼人町1、計12園がありますが、開所、閉所の時間等が若干異なっております。協議、決定されました調整方針は、公立保育所運営事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育（開所・閉所）時間等については新市の勤務体系が決定され次第調整するといった具体的な調整結果について申し上げます。1、通常保育ですが、通常保育の開所及び閉所時間は新市において職員の勤務時間と統一をすることとございます。協議項目2、保育料の減免制度について協議された調整方針は、保育料については現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金等については国の基準等を参考に新市において平成19年度をめでに統一を図る。減免制度については合併までに調整するといった具体的な調整結果について申し上げます。1、保育料については、平成17年度、平成18年度は現行のとおりとする。平成19年度に統一をすると。2、減免制度については、現行国分市の減免基準、別表、次の2ページなのですが、ご覧ください。児童福祉法に基づく負担金徴収規則第5条に基づき減免の基準を示したものでございます。具体的に示してあるものでございます。3、実施時期は合併時とするでございます。協議項目3、特別保育事業（延長保育促進事業）について、これは延長保育に対する需要に対し児童の福祉の増進を図るものでございます。協議、決定されました調整方針は、特別保育事業（延長保育促進事業）については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料については、国分市の例により合併までに調整するといった具体的な調整結果について申し上げます。1、公立保育所での利用料は一人1日につき100円とする。ただし、生活保護世帯は無料とする。月の限度額については、非課税世帯の場合400円、課税世帯の場合2,500円とするでございます。協議項目4、特別保育事業（一時保育促進事業）について、この事業は、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため実施しているものでございます。協議、決定されました調整方針は、特別保育事業（一時保育促進事業）については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料等については合併までに調整するといった具体的な調整結果について申し上げます。1、公立保育所での利用料は、一人1日につき1,200円、半

日 600円、給食代は1日 200円、おやつ代は1回 100円とする。おやつについては、3歳以上児は午後1回、3歳未満児は午前、午後1回ずつとさせていただきます。以上、報告、説明でございました。よろしくお願いいいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会から保育所の関係についての説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたらよろしくお願いいいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の(8)報告第36号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目25-24)を議題といたします。これも保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉部会長（福盛 安美）

報告第36号でございますが、ちょっと訂正方をお願いしたいと思います。表紙の所でございますとおり、最後の方でございますが、「別紙のとおり調整したので、報告を求める。」ではございませんで、「報告する。」の方に改めていただきますようお願い申し上げます。「調整したので、報告を求める。」ではございませんで、「報告する。」というふうにご訂正方お願い申し上げます。それでは、説明させていただきます。報告第36号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目25-24)、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて、平成16年1月15日協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。本件につきましては、社会福祉協議会関係事業につきましては、5月の6日専門部会協議を経まして、6月4日に社会福祉協議会合併事務局へ調整結果を提示いたしております。6月22日、1市6町の社協会長、事務局長と専門部会合同会議を開催いたしまして意見交換を行い調整してきたところでございます。1ページ目でございますが、協議項目1の社会福祉大会については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については合併までに調整するとの調整方針でございました。具体的な調整結果は、社協の主催とし、新市で1回開催していただきます。経費の2分の1以内を補助する。参考事例は平成16年度に開催された1市6町の状況でございまして、いずれも表彰、記念講演が主な内容となっております。協議項目2の総合福祉センター運営事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については合併までに調整するとの調整方針でございました。具体的な調整結果は、委託料の基準として、平成17年4月1日現在の人員配置を超えない範囲内で職員1名以内、嘱託職員2名以内を雇用することとし、委託料に算入する。また、施設整備の維持管理等に要する物件費は別途その所要額を委託料に算入する。なお、人件費は霧島市社協の給与等基準によることといたしております。なお、新しい基準は平成18年4月1日から適用するとなっております。協議項目3の福祉活動専門員設置事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整するとの調整方針でございました。具体的な調整結果は、社協運営補助金に統合するとしております。協議項目4の温泉センター管理運営事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、

運営方法等については合併までに調整するとの調整方針でございました。具体的な調整結果は、霧島市社協へ委託し、総合福祉センター管理委託事業と同様とする。なお、霧島町の温泉センターについては現行のとおりといたしております。協議項目5の社会福祉協議会関係、社会福祉協議会運営補助については現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整するとの調整方針でございました。調整結果は、支所長、福祉活動専門員及び職員1名の人件費を補助する。支所長については、国分市、横川町の例に倣い退職再雇用者を原則としていただき、年額300万円を補助上限額とする。福祉活動専門員については年額480万円を補助上限とする。普通交付税に算入されている福祉活動専門員設置事業費は別紙のとおりですということですが、本日は添付しておりません。具体的に申し上げますと、口頭で申し上げますと、ご承知のとおりでございますが、人口10万人に対して657万円が交付税算入されることになっております。しかしながら、ご承知のとおり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が交付税基準額というようなことございまして、これはあくまでも理論上の額でございまして、実際には計算いたしましたところ1市6町の合計額でも467万円というふうになっております。このような別表で一応、別紙で算定をいたしております。事務職員については年額390万円を上限額とする。なお、支所長が福祉活動専門員を兼ねる場合は補助限度額を合算することが可能でございます。この補助基準は平成18年4月1日から適用することとします。詳しくは2ページの総括表で説明申し上げますが、色刷りのA4の資料が、総括表がお配りしてございますが、合計額が入っている分が新しい実際のものでございます。合計額が入っていないものがございましたので、改めてお手元にお配りしてございますので、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。1市6町の社会福祉協議会への補助金は、総合福祉センター管理委託事業補助、温泉センター管理委託事業補助、法人運営補助、福祉活動専門員補助、ボランティア活動補助、福祉団体委託補助など様々でございますが、それぞれ各市町村が工夫されておられます。しかし、その内容は実質上人件費補助で法人運営等の費用に充てられておりますから、この実態を尊重しながら調整を行っております。まず、国分市でございますが、国分市のカラー刷りの方を見ていただきたいと思っておりますが、事務局長及び職員1が福祉センター、総合福祉センター管理委託事業、水色の部分でございますが、補助されております。福祉活動専門員と職員2及び嘱託職員1が法人運営事業補助、黄色の部分でございます。嘱託員2がボランティア活動補助、これが茶色の部分でございますが、計2,398万円余りを助成いたしております。溝辺町は兼務でございます、事務局長を。福祉活動専門員補助がページユ色の部分でございますが、補助でしております。職員1と嘱託職員1と2を法人運営補助、嘱託員3と臨時職員を温泉センター管理費で、これは紫色の部分でございます。嘱託員4を福祉団体委託補助、緑の部分でございます。補助をいたしております計1,445万円余りを助成いたしております。以下横川町が合計2,614万円余り、牧園町で1,884万円余り、霧島町で2,211万円余り、隼人町で1,114万円余り、福山町が986万円余りで合計1億2,656万円を助成いたしております。このような実態に着目いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、各支所長及び福祉活動専門員、職員一人の3名の人件費を法人運営事業補助で助成することいたしました。現在事務局長の場合、隼人町は介護保険事業での独自雇用で

ございます。ほかが兼務で、国分市と横川町が退職再雇用でございます。この2社の平均額が289万円余りであることから、その上限額を300万円としたものでございます。福祉活動専門員についても平均額の480万円を決定しております。職員1名分についても390万円を上限の補助基準といたしました。次に、センター管理委託事業では、職員1名分と嘱託職員2名分を雇用の基準に平成18年度当初予算においては平成17年4月1日現在の配置に基づく予算計上をし、委託に伴う物件費は現状のまま新市に引き継ぐことといたしております。また、採択に係る人的経費及び設備管理費等については現状維持といたしております。以上、社会福祉協議会関係事業の調整結果の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会から説明がございましたが、このことにつきまして何かご意見・ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特にほかにないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことにいたします。次に、議事の（9）、報告第37号 - 、その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）を議題といたします。総務専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、どうぞ、部会長。

○始良中央地区合併協議会総務副部会長（梅北 優）

報告第37号 - 、その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ）、その他事業【選挙管理委員会関係事務（開票区）】の取扱いについて、平成16年5月13日、協議第58号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年7月21日提出、始良中央地区合併協議会会長名、1ページをお開きください。協議項目、開票区、協議、決定された調整方針は、2、開票区については合併までに調整をするとなっておりました。具体的な調整結果として、1、合併後最初の市議会議員、市長選挙は、同日に行う予定である。最初の市議会議員選挙については、協定項目7、議会議員選挙の定数及び任期で選挙区を設けることが決定しているため、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき条例により選挙区を設置し、各総合支所の区域で投票票を行う。また、最初の市長選挙についても公職選挙法第18条第2項の規定に基づき県選挙管理委員会と協議をし、各総合支所の区域で開票区を設置する。以後の選挙については公職選挙法第18条第1項の規定に基づき実施をする。2、開票事務体制について、最初の市議会議員、市長選挙については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以後の選挙については各総合支所の職員数等を考慮し調整を行う。3、開票開始時刻について、最初の市議会議員、市長選挙については、投票終了時刻が午後7時となることから、各開票区開始時刻を午後8時20分とする。以後の選挙の開票開始時刻については各選挙の投票終了時刻を勘案し調整を行うことといたしました。なお、資料を添付しておりますが、2ページ、これは関係法令の抜粋でございます。3ページが法の15条第6項に基づく新市の選挙区設置の条例案です。4ページ、5ページは、法第18条第2項の規定に基づく県選挙管理委員会との協議資料となっております。参考に

していただきたいと思います。また、なぜ開票区を設けるのかと言いますと、1点目、各投票所から投票箱を1箇所に送致しなければならず、送致の時間が非常に遠い所で1時間以上もかかるし、また、送致中の事故が心配されること。2点目、開票開始時刻と終了時刻に多大な影響を及ぼすこと。3点目、事務従事者の増員等その経費が増大をすること。4点目、投票箱で市議、市長の投票用紙の混合があった場合、貴重な1票が無効になること。それから、5点目、他の合併市町村のほとんどが開票区を設けたということで、以上のようなことから最初の選挙は開票区を設置した方が望ましいとの意見の一致をみたところ です。それから、資料のまた1ページをお開きいただきたいと思います。右端の具体的な調整結果の下から3行目、「投票終了時刻が午後7時となることから」とありますが、1市6町すべての投票区が終了時刻が午後7時ととられるような表現がしてありますが、有権者数の少ない所は今までどおり各市町6時あるいは5時に繰り上げをしてやりますということです。ほかの投票区の最終投票時刻は統一して7時となるというような意味でございます。非常に表現が分かりにくくて申し訳ありません。以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ただいま総務専門部会から説明がございましたが、この点につきまして何かご意見・ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、会議次第5のその他に入ります。まず、(1)の霧島市消防局組織図(案)について総務課長の方から説明をお願いいたします。はい、総務課長。

○国分地区消防組合総務課長（林 兼哉）

国分地区消防組合の方からお話ししたいと思います。霧島市消防局として霧島市の直轄の消防局として新たに生まれるわけですけど、霧島市消防局組織図(案)というのを見ていただきたいと思います。その中で総務課、警防課、通信指令課と、その下に予防課と四つの課がございます。その中で通信指令課として新たに課として昇格しております。以前は警防課の中の通信指令室として位置付けられておったわけですけど、通信指令室は消防長に代わり緊急な場合の指令等いろんな意味で非常に重要な指令を下すということで位置付けられております。そういうことで課に昇格いたしております。それから、その上の警防課の中の一番後ろの方に消防団係とあります。これは新たに消防団係を消防局の中に位置付けております。警防課の中では、警防課とは、火災の防御、それから各消防団との密接なつながりもありまして、今後始良伊佐支部の操法大会とか、あるいは消防出初式とか、いろんな意味で密接なつながりがございますので、警防課の中に位置付けております。それから、その下の中央消防署の中に新たに溝辺分遣所を設けております。溝辺分遣所は、ご承知のとおり、空港あるいは高速のインター等控えておりますので、重要な施設と位置付けておりますので、その中では中央消防署の機動力等距離的にも包括できるというふうに思っておりますので、中央消防署の中の溝辺分遣所というふうになっておりま

す。その下の北消防署ですけど、北消防署の中に横川分遣所を持ってきております。横川分遣所につきましては、北署の牧園町の方とも距離的にも非常に近くて、あるいは、また、インター等あります関係で、先ほど中央署の方と同じく、北署の機動力あるいは装備等も十分使えるというようなことで北消防署の管轄にいたしております。以上が霧島市消防局の組織の図で、案でございます。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの説明に対しまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、本件につきましては終わらせていただきます。次に、（２）、新市（霧島市）の職員採用試験案内について総務課長会から説明をお願いいたします。はい、総務課長。

○国分市総務課長（山口 剛）

国分市の総務課長でございます。お手元に「新市（霧島市）職員採用試験案内」というのがございます。こちらの方を開いていただきまして一般行政職関係という所を目を通しいたいただきます。まず、試験区分及び採用予定人員ですけれども、一般事務が7名、建築技師が2名、土木技師が1名の計10名を予定いたしております。受験資格はそこに書いてあるとおりでございます。試験の日時でございますけれども、平成17年9月18日を予定しております。二次試験を12月の下旬に予定しております。右の方の2ページを見ていただきますと、一次試験の合格者の発表の日時ですけれども、17年10月14日を予定いたしております。少しこれについて説明を加えさせていただきます。まず、職員採用を実施することにつきましての考え方でございます。新市まちづくり計画書におきまして合併の効果として定年退職者の一定割合である5分の3を新規採用した場合、10年間で1,200人の職員を960人へ削減できるとし、96億円の効果があるとしております。この考えに沿ったものでございます。2番目といたしまして、平成18年3月の定年退職予定者は合計で17人でございます。その一定割合である5分の3は10.2人でございます。よって、採用予定者は10人といたしております。職員採用を実施することにより職場に活力が生まれるということも理由の一つとして挙げております。それから、職員の年齢構成の平準化が図れます。それから、地域の大事な雇用の場であるということでございます。それと1本庁、6総合支所を維持するための最低限必要な職員であるということでございます。次に、実施方法に関する考え方でございます。1市6町合同で新市の試験を実施いたします。この場合、国分市が代表して行うこととしております。実施日は先ほど申しましたけれども、一次試験を9月18日、これは全国统一試験日でございますけれども、この日といたしております。一次試験の合格発表は10月14日とし、1市6町同時に発表いたします。これは試験成績に基づく機械的な作業であるため、合併前に行っても差し支えないものと考えております。二次試験は12月中に実施の予定でございます。これは二次試験及び二次試験の合格については新市の下で実施すべきとの考え方からでございます。なお、合併を機に早期退職者を募る予定でございます。ただし、これによる影響は新規採用者の採用者数には反映しないつもりでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま総務課長会の方から国分市の総務課長の方が説明をいたしました、これについて委員の皆様から何かございませんでしょうか。はい、八木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（八木 幸夫）

質問と要望になるかと思いますが、限られた人員の採用ということで先ほどご説明ありましたけれども、管理栄養士ですね、行政栄養士ですけども、が必要ではないかと思しますので、説明させていただきます。地域保健法とか、健康増進法等で管理栄養士、行政栄養士ですけども、を積極的に置いて進めてくださいということとここにうたってありますけども、13万弱の霧島市が誕生するにあたってですね一般栄養相談、例えば、母子の妊婦対象の栄養指導とか、子育て支援中の食生活の指導、それから学童思春期のその学校保健関係もですねそういう正しい食生活を家庭と学校と一体になって取り組まなきゃいけないそういう栄養指導とか、それから、先ほど黒木委員の方からも質問出ましたけども、ご老人のですねそういう給食のカロリーとか、そういう問題、それから健康危機管理、食中毒や感染症等の災害時の飲食等とかですね、そういう緊急事態に備えてのそういう管理栄養士の配置、それから介護保険が始まりますと新予防給付で栄養改善というのがメニューの中に入ってまいりますけども、いろんなことを考えた場合にこの管理栄養士というのが是非必要ではないかと思えます。現在はパートでその健診事業とか、そういうときに2～3時間の雇い上げ方式で行ってるみたいですけども、鹿児島市、鹿屋市、そして薩摩川内市、串木野市ですね、この所ではもう行政栄養士を置いてそういう業務を進めているところでありまして、霧島市でも是非こういう行政栄養士の配置が必要じゃないかと思って、分科会とかですね、専門部会での協議の経過の内容と、10名の採用の中の1名若しくは追加で1名是非採用の方向では考えていただけないのか。ご質問をします。以上です。

○国分市総務課長（山口 剛）

今回の採用は退職者に伴う最低の補充でございます。専門職の配置につきましては新市が担うべき行政サービスの内容を議論して今後決めていかなければならないと思えます。特に県におきましては現在権限移譲プログラムを策定を予定いたしております。これは人口10万人以上の市、これを地域中核都市と位置付けまして思い切った権限・財源等の移譲を進め、各市において自立性の高い行政運営を可能とすることにより地域の中核となる都市づくりを進めるというふうに県の知事もおっしゃっております。これが進めばいろいろな専門職の配置も必要となってくるものと思っております。近く県のプログラムも発表になるものと考えておりますので、その中で当然検討していかなければならないものと考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。（「はい、よろしいです。」と言う声あり）、はい。ほかにございませんか。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

ついでですからお聞きしますけれども、1,200人の職員の980名にということですが、960というこ

とですけれども、臨時雇用というのが大分、臨時で採用していらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、そこらあたりのその割合はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○国分市総務課長（山口 剛）

まず、今いる1,200名の職員を総合支所、それから本庁に割り付けております。この中で事務量調査というのを今しております、その事務量調査を終わった時点で臨時職員がどの程度必要なのかというのを今後、今検討している状況でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

今、国分市の場合で三百何名に対して百何名臨時がいるんじゃないですか。それで一方じゃ削減しながら、一方じゃ臨時職員は増えるんじゃないか意味がないんじゃないかと思うんですが、そこらあたりを真剣に討議していらっしゃるのでしょうか。

○国分市総務課長（山口 剛）

臨時職員につきましては嘱託職員といわゆる臨時職員というのと二通りございます。特に嘱託職員につきましてはいろんな専門性を持ったもの、しかし、職員を配置するよりは、嘱託職員の方がより効果的なもの、そういった方々を配置しております。また、臨時職員につきましてはいわゆるルーチンワーク的なもの、職員を配置するには、給料と見合った部分というか、ルーチンワーク、部分的な部分には臨時職員を配置しておりますので、そういうすみ分けをしながら考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

すいません。「一般の会社では一人で二人前か三人前か仕事をするんですけれども、職員の方は一人前、半人前で、臨時を雇っていらっしゃるんじゃないか。」という声があるんですが、そこらあたりどう理解していらっしゃいますか。

○国分市総務課長（山口 剛）

確かに職員にもいろいろな能力の差というのがあると思います。そういった中で持っている能力を最大限引き出すための研修とか、そういった所に今いろいろと力を注いでいるところでございます。特に行政評価とか今、国分市でやっておりますけれども、この行政評価の考え方が導入されないと職員が一人前が二人前もできるような職員が生まれてくるものというふうに私は思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにもないようでございますので、本件につきましては。（「議長、議長」と言う声あり）、はい。失礼いたしました。もう1点、消防の職員の採用の関係につきまして総務課長の方から説明をいたします。今の部分については終わらせていただきます。

○国分地区消防組合総務課長（林 兼哉）

消防本部総務課長の林です。「新市（霧島市）の消防局消防吏員採用試験案内」と資料があると思いますが、試験日、17年の9月18日、統一試験でございます。受付期間につきましては平成17年7月19

日から8月の5日となっております。募集職種につきましては消防吏員という形でございます。採用予定人員としましては10名程度、それと受験資格につきましては昭和55年4月2日以降に生まれた者と。あと消防職員、吏員として身体の基準ということがございます。これはおおむねということでございまして、ここに何件かうたっております。あとほかにつきましては霧島市の採用と大体同じでございます。なお、採用予定人員の10名ほどにつきましては、平成18年度より団塊の世代の人たちが今後大量に退職していきます。平成18年度が9名、その後も9名と、その後もどんどん平均5名から10名程度退職していきます。そういうことで消防職員、吏員につきましては、戦力的に人員の確保は必要でございますので、前倒し採用ということで了解をいただきまして募集をいたしているところでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、両試験については説明のとおり進めさせていただきたいと思ます。ほかにはございませんか。はい、事務局の方からもう1件、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

各市町の閉庁式関係をお手元に1枚紙でまとめてあります。合併までのスケジュール表の中で各市町閉まち式等が決まりましたので、お知らせするものでございます。国分市から福山の所まで書いてあります。現段階で国分市の方は閉市式の方の実施予定はないということで、あと溝辺以下福山まであります。黒ボツで、今日1枚紙でお配りしてあります。具体的な式典内容につきましてはそれぞれ各市町の判断ということになりますので、よろしくお願いたします。それから、各市町の閉庁式、庁舎を閉める分でございますけれども、これにつきましては11月4日の金曜日ということになります。5日土曜日、6日日曜日で、実質勤務日が11月4日になりますので、その日の勤務時間終了後ということで閉庁式をそれぞれ予定いたしております。内容につきましてはそれぞれ市町の判断ということで、今日の段階ではスケジュールが決まりましたので、お知らせをしておきたいと思ます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

各市町の閉市町式の日程については以上でございます。よろしくお願をいたしたいと思ます。そのほかに何か皆さんの方からございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようであれば、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第38回合併協議会は、8月4日（木曜日）午後1時半からこの会場で行います。よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきます。大変長い時間にわたりましてご協力

をいただきましてありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第37回始良中央地区合併協議会を閉会させていただきます。

「閉 会 午後 4時08分」